

令和3年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査状況の概要について

1 要旨・目的

社会福祉法人及び社会福祉施設における適切な運営等を監督するため、社会福祉法第56条の規定等に基づき実施した令和3年度の指導監査の状況について、取りまとめ結果を報告する。

2 現状・背景

社会福祉法人については、社会福祉法第56条等に基づき、所管庁が実地による指導監査を行うこととなっている。

また、社会福祉施設については、社会福祉法第70条及び児童福祉法等の個別法等に基づき、所管庁が書面及び実地による指導監査を行うこととなっている。

3 概要

(1) 監査対象

県内の社会福祉法人及び社会福祉施設（公立施設を含む。）のうち、県が所管するもの。

(2) 監査期間

令和3年8月～令和4年3月

(3) 実施状況

（単位：法人，施設，％）

区 分	令和3年度			令和2年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
社会福祉法人	62	1(1)	1.6(1.6)	60	0(0)	—(—)
社会福祉施設	307	307(5)	100.0(1.6)	310	308(42)	99.0(13.5)
児童のための施設	116	116(4)	100.0(3.4)	116	114(40)	98.3(34.5)
高齢者のための施設	154	154(0)	100.0(—)	156	156(0)	100.0(—)
障害者のための施設	37	37(1)	100.0(2.7)	38	38(2)	100.0(5.3)

(注) 1 ()内は、実地による指導監査の実施数及び実施率。

2 実地による指導監査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、実施数を縮減した。

3 児童のための施設には、障害児の施設を含む。

(4) 監査結果

ア 指摘件数

（単位：法人，施設，％）

区 分	令和3年度			令和2年度		
	実施数	指摘法人・施設	指摘率	実施数	指摘法人・施設	指摘率
社会福祉法人	1(1)	1(1)	100.0(100.0)	0(0)	0(0)	—(—)
社会福祉施設	307(5)	63(1)	20.5(20.0)	308(42)	97(34)	31.5(81.0)
児童のための施設	116(4)	49(1)	42.2(25.0)	114(40)	70(32)	61.4(80.0)
高齢者のための施設	154(0)	0(0)	—(—)	156(0)	2(0)	1.3(—)
障害者のための施設	37(1)	14(0)	37.8(—)	38(2)	25(2)	65.8(100.0)

(注) ()内は、実地により指導監査した社会福祉法人及び社会福祉施設の数である。

イ 指摘事項

(単位:法人,施設,%)

区 分	主 な 指 摘 事 項	令和3年度		令和2年度	
		指摘法人 ・施設数 (B)	指摘率 (B/A)	指摘法人 ・施設数	指摘率
社会福祉法人 ・実施法人 1 (A) ・指摘法人 1 ・指摘延件数 6	法人運営の一部が不適切	1	100.0	—	—
児童のための施設 ・実施施設 116 (A) ・指摘施設 49 ・指摘延件数 71	福祉サービスの自己評価が未実施等	30	25.9	27	23.7
	検食, 保存食の実施が不十分	9	7.8	5	4.4
	非常災害対策計画が未作成	5	4.3	3	2.6
	苦情解決の処理・周知が不十分	4	3.4	8	7.0
	消火, 通報, 避難等の訓練が不十分	4	3.4	4	3.5
高齢者のための施設 ・実施施設 154 (A) ・指摘施設 0 ・指摘延件数 0	(指摘事項なし)				
障害者のための施設 ・実施施設 37 (A) ・指摘施設 14 ・指摘延件数 19	職員研修等資質向上対策の推進が不十分	4	10.8	0	0.0
	非常災害対策計画の作成が未実施	4	10.8	13	34.2
	訓練等の実施が不十分	4	10.8	3	7.9
	県及び市町への報告が不十分	3	8.1	1	2.6
	入所者預り金管理に関する事務処理が不十分	2	5.4	9	23.7

(注) 主な指摘事項は, 指摘件数の多かった上位5位までの内容。

(5) 指摘事項への対応状況

- 指導監査において指摘事項のあった社会福祉法人・社会福祉施設については, 指導監査後, 文書による報告を受け, 改善状況の確認を行った。
- 指摘事項のうち, 法令違反に該当するものについては, 県が所管する社会福祉法人・社会福祉施設に対して文書で通知し, 適切な対応を促した。